

平成 2 7 年度
第 1 回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成 2 7 年 4 月 1 0 日開会

高松市農業委員会

平成27年度第1回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成27年4月10日（金）午後2時30分開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 19人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 木村 保夫
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 16番 原田 和幸
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 1人

- 19番 藤原 正雄

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長 三好 和則
- 農政課 長 川西 好春
- 農政課課長補佐 大井 昌和
（兼農政管理係長）
- 農地係 長 多田 利浩
- 主 査 森 亮介
- 主 任 主 事 稲井 稔
- 主 任 主 事 寺井 康弘
- 主 任 主 事 穴吹 一雄

主 任 主 事 須和 裕司
主 任 主 事 藤井 照彦

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について （特別議案）

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について （一般議案）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請 について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計 画変更申請について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について （特別議案）

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について （一般議案）

議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第10号 非農地証明願について

議案第11号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について

議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の 規定による開発計画に対する意見について

議案第13号 農用地利用配分計画（案）について

報 告 農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農 業委員会会長許可専決処分について

議長(農地部会長) ただ今から平成27年度第1回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

ただ今の出席委員は18人で、部会は成立しております。なお、欠席委員は藤原委員、上砂委員は、遅れて出席するとの連絡を受けております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります、私から指名することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は10番森口委員、12番河北委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃貸人が転用するため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は金銭による支払いです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権2番のとおりです。

2番は、賃借人が労力不足のため農地法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

3番は、賃貸人が転用するため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は他の小作地の無償譲渡です。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権11番のとおりです。離作補償の内容は、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権4番のとおり賃借人による取得で、解約の必要はありません。

(上砂委員入室)

4番は、賃貸人が自ら耕作するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権4番に関連しております。

5番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

6番は、賃貸人が農地を子へ贈与するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。贈与については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権9番のとおりです。

7番は、賃貸人が転用を予定しているため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書 2 ページをお開きください。

1 番は、借人が農地の一部を使用貸借していましたが、農地の全部を借りることになったため一たん返還するものです。

2 番は、第三者が農地を取得するため返還に至ったものです。農地の取得については、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請所有権 1 番のとおりです。

3 番は、貸人が耕作するため返還に至ったものです。

4 番は、第三者が農地を取得するため返還に至ったものです。農地の取得については、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請所有権 3 番のとおりです。

5 番は、第三者が農地を耕作するため返還に至ったものです。農地の耕作については、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請使用貸借による権利 2 番のとおりです。

6 番は、借人が労力不足のため返還したものです。

7 番は、貸人が転用を予定しているため返還に至ったものです。

8 番は、貸人が耕作するため返還に至ったものです。

9 番は、貸人が転用するため返還に至ったものです。転用の内容については、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権 20 番のとおりです。

10 番と 11 番は、農地管理事業により転貸借していますが、土地所有者が転用を予定しているため返還に至ったものです。

以上、議案第 1 号 ア 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 7 件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について 11 件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 1 号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 1 号については、通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して能祖委員より御説明をお願いいたします。

能祖委員 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

本日の特別現地調査委員は、高砂部会長を始め森口委員、河北委員と私の 4 名でした。それでは、別紙の第 4 条特別議案書を御覧ください。

1 番の申請地は、高松市立仏生山小学校南 1 キロメートルに在り、発電出力 500 キロワット、パネル 1 枚の面積約 1.94 平方メートルを 1,710 枚、38 基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松市道に面し、申請者が経営する会社所有の宅地に隣接し、管理がし易く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年9月30日に受付けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市国分寺支所南西1キロメートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案2件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書4ページをお開きください。

1番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、事業所や共同住宅が密集した地域に在り駐車場需要が増大したため、申請人が経営する既存の貸駐車場の隣接地を転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考え

えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が758平方メートル有ります。

2番も、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、周辺は社宅や共同住宅が建て込み駐車場の需要が多い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和62年4月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が88平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、レインボー通りに近く交通の利便性が良く、周辺は商業施設や医療機関が整い住環境の良い地域にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和60年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、小学校や都市公園に近く閑静で住環境の良い地域にあり入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が70.30平方メートル有ります。

5番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、周辺は分譲住宅や共同住宅が建て込み駐車場の需要が多い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成12年4月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、国道11号高松東道路に近く交通の利便性が良く、周辺は商業施設が整い住環境の良い地域にあり入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は

申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年ごろに縫製工場として建築済みで、廃業後、倉庫として引き続き使用しているもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が89.43平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、増築のため拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和58年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が540.55平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

5ページをお開きください。

10番は、農道拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、耕作の利便性向上に資する農業用施設であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は自宅から遠く通作不便に加え不整形で耕作不適のため保全管理状態であったところ、隣接の自動車販売会社から駐車場として使用申込みがあったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は宅地に隣接する農地を分譲住宅用地として売り渡すことに伴い、宅地の雨水等の排水路とするもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分され、増築のため拡張するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和40年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が246.58平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

14番は、賃貸共同住宅・道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は教育施設や医療機関が整い、分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在り入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、増築のため拡張するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年9月に建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が748.13平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

6ページをお開きください。

16番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は国道11号線に面し、周辺は事業所や商業施設が密集した地域に在り、近隣の事業所から使用申込みがあったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成11年1月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

17番は、納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業経営施設であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が182.04平方メートルあります。なお、本件納屋の敷地面積は、併用地と併せて254.84平方メートル有り許可不要の200平方メートルを超えるため、併せて無断転用の解消を図るものです。

18番は、19番の農地を太陽光発電設備用地として転用申請するのに伴い、その工事のための進入路用地として、平成27年4月30日から28年4月30日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、公

道から最短距離で最も耕作に影響の少ない部分を転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、工事完了後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条第1項の規定による許可申請19番及び同法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借による権利10番と関連しています。

19番は、発電出力49.2キロワット、パネル1枚の面積約1.68平方メートルを180枚、7基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は農道が狭く農業機械の通行ができないためやむを得ず耕作放棄状態となっており、その有効活用が図れることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系申込書も平成26年9月末日までに受付けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条第1項の規定による許可申請18番及び同法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借による権利10番と関連しています。

20番は、宅地への進入路・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は公道と宅地を繋ぐ場所に在り、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和47年ごろに一部造成し進入路として利用中ですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,023.87平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

22番は、納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業経営施設であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成21年1月に大部分を造成し建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が251.99平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

23番は、納屋・倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は宅地の隣接地であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和56年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について21件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申し上げます。

議案書7ページをお開きください。

本件は、平成27年2月20日付けで倉庫・駐車場用地として転用申請がありましたが、転用計画の見直しにより取下願が提出されたものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については、承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申し上げます。

議案書8ページをお開きください。

1番は、平成26年11月28日付けで分譲住宅2区画として転用許可を受けていましたが、顧客からの要望で、分譲住宅2階建1棟、分譲倉庫平屋建2棟とするため変更申請があったものです。

2番は、平成27年1月27日付けで分家住宅用地として転用許可を受けていましたが、地

積更正により転用面積が505平方メートルから485平方メートルに減少したことから、変更申請があったものです。

3番は、平成26年12月24日付けで露天貸資材置場用地として転用許可を受けていましたが、借受け予定事業者が資金面から借り受けることができなくなり、また、既に所有権移転済みであることから、転用目的を主たる業務で購入希望のある分譲住宅2階建3棟に変更し、併せて工事完了日を27年3月31日から30年5月9日まで延長するため変更申請があったものです。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに御異議ありますか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書9ページをお開きください。

本件は、昭和42年5月25日付けで非農家の自己住宅用地として転用許可を受け住宅平屋建1棟を建築予定でしたが、申請者の転勤等の事情により建築工事が未着工のまま現在に至り、子供たちも県外に転出しており、今後も建築の意思が無いことから、畑として耕作する承継者に売却するため申請があったものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権2番に関連しています。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については、承認することに御異議ありますか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを

議題といたします。

現地調査委員を代表して能祖委員より御説明をお願いいたします。

能祖委員 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

別紙の第5条特別議案書1ページをお開きください。

1番の申請地は、高松市立仏生山小学校西500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、周辺は教育施設や商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が49平方メートル有ります。

農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。 現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立一宮中学校北東200メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道川東・高松線及び主要地方道三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,542.39平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立大野小学校南500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道川東・高松線沿いで交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が525.18平方メートル有ります。農地法第18条第6項の規定による通知3番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市香南支所南西1.7キロメートルに在り、20メートルほど北にある本社敷地内で対応できていない従業員用の駐車場と事業用の資材置場を確保するため、露天駐車場・資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し車両の出入りがし易く、また、事業所に近く事業効率も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が27平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

5番の申請地は、高松市国分寺支所南2キロメートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道国分寺・中通線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用農道・水路が187.58平方メートル有ります。使用貸借に係る農地返還通知9番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

次に、賃借権の1ページをご覧ください。

本申請地は、高松市立林小学校北西300メートルに在り、不動産管理業を営む転用者が、貸事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、申請地は国道11号線に近接し、周辺には各種事業所が立置し、需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案6件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

なお、議案第8号のうち、所有権移転、番号5につきましては、三笠委員に関する案件であり、議事参与の制限に該当しますので、三笠委員に退室をお願いいたします。

また、皆様には、他の案件に先立ち本件の御審議をお願いいたします。

それでは事務局による三笠委員の退室誘導をお願いします。

(三笠委員退室

議事に戻りまして、所有権移転番号5について事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権移転、番号5について御説明申しあげます。

議案書11ページをお開きください。

5番は、農道拡幅・排水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、土地改良区が農道拡幅及び排水路用地とするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、所有権移転、番号5であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、番号5については、許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号のうち、所有権移転、番号5については、許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

なお、三笠委員は所用のため、退出すると報告をいただいております。

引き続きまして、その他の案件について、事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 引き続き、御説明申しあげます。

まず、所有権移転から御説明申しあげます。

議案書10ページをお開きください。

1番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

3番の転用者は、建設業を営んでいますが、申請地周辺での事業量が増え、建設資材の保管場所に苦慮していることから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道太田上町・志度線に近接し、資材の搬入・搬出が容易で利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、近隣は大型量販店・医療施設・教育施設が整い、住環境の良い地域に在り、入居需要も見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11ページをお開きください。

7番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1.25平方メートル有ります。

8番の転用者は、石材彫刻の作業場として、材料の石材置場と野外での製作場が必要であることから、倉庫の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、作業場である倉庫に隣接し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が350.21平方メートル有ります。

9番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成23年7月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

12ページをお開きください。

10番は、母親名義の農地への進入路が無いことから、農地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、高齢の母に代わり農業後継者として耕作するため、大型農機具を搬入できる進入路が必要になったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家の近隣で、周辺は宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

13番と14番は、登記地目が雑種地となっていますが、現況が畑であるため転用申請があったものです。

13番の申請内容は、取得する申請地の一部を非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、13番の転用申請地の残りの部分に子供が住宅を建築することになり、宅地造成用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、子供が建築するための資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13ページをお開きください。

16番は、理容店兼住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、子供の学校区に変更が無く、周辺は宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が6.75平方メートル有ります。

19番の転用者は、電気工事会社の役員を務めていますが、事業用資材の置場が手狭となったことから、露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の資材置場に隣接し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば法人が取得して転用すべきですが、法人に資金の余裕がないことから、法人の役員である個人が取得して法人に貸し付けるものです。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

14ページをお開きください。

2番の転用者は、貸店舗業を営んでいますが、店舗用の駐車場の間に在る水路を用途廃止した後、そのまま地目が田として残っていることが判明したため、露天駐車場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在賃借している駐車場の間に在る巾50センチメートルの土地を転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成16年8月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が2,145平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

続きまして、使用賃借による転用申請を御説明申しあげます。

15ページをお開きください。

1番は、姉所有の農地を使用賃借にて借り受けて、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、義父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、祖母所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、所有農地は他に無く、県道高松・長尾・大内線に近く、実家に近接した閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、個人で給排水衛生設備業を営んでいますが、資材置場が手狭になったことから、義父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅兼事務所に隣接し、利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成9年ごろに造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が20.19平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、義父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、周辺は宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成9年ごろに一部造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番も、母所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、周辺は宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和60年ごろに申請地の一部を駐車場として造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地及び用途廃止をする水路が43.60平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番は、兄所有の農地を使用貸借にて借り受けて、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することかできないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成8年6月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が429.18平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

9番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、周辺は宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、所有農地を太陽光発電設備用地として転用するに当たり、工事用進入路がないことから、母所有の農地を使用貸借にて借り受けて、進入路用地として平成27年4月30日から28年4月30日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、太陽光発電設備の設置に伴う一時転用であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、一時転用後の農地復元が確実と認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条第1項の規定による許可申請18・19番に関連しています。

11番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、実家に隣接し、周辺は宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権移転14件、賃借権1件、使用貸借による申請11件、計26件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書16ページをお開きください。

1番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知2番に関連しています。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、新規営農を希望する譲受人の希望により譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番に関連しています。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番が同時に提出されており要件を満たします。

3番も、譲渡人が労働力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借2番が同時に提出されており要件を満たします。

4番は、農地法第18条第6項の規定による通知3番の小作人が離作補償として取得するもので、取得後は水稻を栽培するものです。下限面積については、農地法第18条第6項のきていによる通知4番が同時に提出されており要件を満たします。

5番は、譲渡人が労働力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借3番が同時に提出されており要件を満たします。

6番は、農業後継者である子へ部分贈与するもので、取得後も引き続き水稻・野菜を栽培するものです。

議案書17ページをお開きください。

7番は、経営規模の拡大を希望する譲受人の希望により譲り渡すもので、取得後は野菜・花きを栽培するものです。

8番も、経営規模の拡大を希望する譲受人の希望により譲り渡すもので、取得後は花きを栽培するものです。

9番は、農業後継者である子へ一括贈与するもので、取得後も引き続き水稻を栽培するものです。農地法第18条第6項の規定による通知6番に関連しています。

10番は、経営規模の拡大を希望する譲受人の希望により譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

11番・12番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。

議案書18ページをお開きください。

13番も、譲渡人が労働力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻・柑橘類を栽培するものです。

14番は、経営規模の拡大を図るため取得するもので、取得後は水稻を栽培するものです。

15番も、譲渡人が兼業により経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。

16番は、譲渡人が農業を廃止することから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻・野菜を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、賃借権について御説明申し上げます。

議案書19ページをお開きください。

1番は、小作人が労働力不足となったため、土地所有者の同意を得て経営規模の拡大を希望する譲受人へ賃借権を譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申し上げます。

議案書20ページをお開きください。

1 番は、新規営農を希望する借人が、3 年間借り受けて野菜を栽培するものです。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請所有権 2 番に関連しています。

2 番も、新規営農を希望する借人が、3 年間借り受けて水稻を栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知 5 番、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請所有権 3 番に関連しています。

3 番は、経営規模の拡大を希望する借人が、5 年間借り受けて水稻を栽培するものです。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請所有権 5 番に関連しています。

4 番・5 番は、経営移譲年金受給のため後継者へ使用貸借による権利を再設定するもので、引き続き水稻・野菜を栽培するものです。貸借期間については 4 番は 15 年、5 番は 10 年となっています。

以上、議案第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請所有権移転 16 件、貸借権 1 件、使用貸借 5 件、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 9 号については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第 10 号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第 10 号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書 21 ページをお開きください。

1 番は、水路及び納屋用地として平成 27 年 2 月から利用し、2 番も、納屋用地として昭和 54 年 9 月から利用しているもので、いずれも、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行うものが、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設並びに 2 アール未満の農業経営施設の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第 10 号 非農地証明願について 2 件、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 10 号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 10 号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第 11 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたし

ます。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書22ページをお開きください。

本件について、現地調査を実施しました結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに決定いたしました。

次に、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

まず、資料1－1を御覧ください。

平成27年3月16日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。27年3月10日付けで香川町の寺院から香川県知事宛に、墓苑の新設のため土地開発行為協議書が提出されたことに伴うものです。

土地開発行為を行う土地の所在は、川岡地区の山林等であります。

開発区域面積は、0.4602ヘクタールで工事計画は、資料の土工関係及び防災施設関係欄のとおりです。

27年3月27日に川部町担当農業委員と地区担当職員で、排水方向等を現地調査し、計画している被害防除施設等を考慮した場合、周辺農地への悪影響を及ぼすことは予測されない状況でありましたが、周辺には多数の農地があるため、高松市長宛には、「開発行為に当たっては、周辺の農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

次に、資料1－2を御覧ください。

平成27年3月17日付けで高松市長から同じく開発計画に対する意見照会がありました。これは、27年3月16日付けでさぬき市の建設事業者から香川県知事宛に、資材置場用地の造成のため土地開発行為協議書が提出されたことに伴うものです。

土地開発行為を行う土地の所在は、香南地区の山林等であります。

開発区域面積は、1.0670ヘクタールで、工事工法は資料の土工関係及び防災施設関係欄のとおりです。

27年3月30日に香南町担当農業委員と地区担当職員で、工事施工状況及び防災施設等を調査した結果、周辺農地へ悪影響を及ぼすことは予測されない状況でありましたが、周辺には少数の農地が有りますので、高松市長宛には、「開発行為に当たっては、周辺の農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております

以上、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見を付し回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号については、原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 それでは、議案第13号 農用地利用配分計画（案）について御説明申しあげます。

資料の2を御覧ください。

高松市長から4月7日付けで本件についての意見伺いが、提出されております。

1月の農業相談会で貸し借り等の対象となった農地のうち、農地中間管理事業を利用するものについては、農業経営基盤強化促進法による3月31日付けの公告により、現在、出し手から農地中間管理機構が賃借権等の中間管理権を取得した状態となっております。

制度上、この後、機構から受け手に賃借権等の利用権を設定するためには、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用配分計画の認可を受ける必要があります。

認可を受ける場合、同法の規定により農業委員会の意見を聴くこととなっており、意見伺いが提出されたものです

なお、この認可があったとき、県報で告示され、認可後の農用地利用配分計画が契約書に相当することとなります。

この度の認可公告は、平成27年5月29日を予定しております。

農用地利用配分計画の内容につきましては、農業相談会及び3月31日付け公告の農用

土地利用集積計画の内容と同様のものです。

機構に関係した物件のみでありまして、資料の1ページから御覧ください。

機構の担当者区分により1ページから5ページまでと6ページから最終ページまでと2区分になっておりますが、全地区の該当案件が掲載されております。

最終ページに総合計が表示され、筆数合計で160筆、面積合計で185,992平方メートルです。

以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号については、異議の無い旨回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号については、異議の無い旨回答することに決定いたしました。

次に報告として、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について事務局の報告を求めます。

多田農地係長 それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について御報告申しあげます。

資料3を御覧ください。

この報告内容は、毎月の農地部会で御審議いただいた案件について、当月の22日前後に開催される香川県農業会議へ諮問し、許可相当との答申をいただいたものについて、平成27年3月4日から同年4月8日までに会長専決により許可書を発行したものであります。

まず、許可件数ですが、2月以前の農地部会議決分といたしまして4条が2件、5条が13件、3月議決分といたしまして4条が35件、5条が51件、合計で4条が37件、5条が64件です。

許可保留件数につきましては、2月以前の農地部会議決分としまして4条、5条ともに有りませんでした。3月議決分といたしまして4条無く5条が14件で、合計で無く、5条が14件です。取下げにつきましては4条、5条ともに有りませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

5ページを御覧ください。

5条関係で、3月議決分の3・4・9・11・12・14番が開発許可未了で許可保留になっております。

6ページを御覧ください。

21・30・33・34・37番が開発許可未了で許可保留になっております。

また、29番が道路工事承認未了で許可保留になっております。

7ページを御覧ください。

38・42番が開発許可未了で許可保留になっております。

以上で今月の専決処分についての報告を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で報告を終わります。

以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成27年度第1回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後4時5分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員